金錢債務調停法、小作調停法に就て

田原春治（第二日）

金錢債務調停法は昭和七年八月一日より向ふ三年間適用される臨時法であります、調停の申立の出來る借金額は一口元金千圓以下のものに限ります

農村に於ては高利貸から借金して其の利拂に苦しめられて居るから私達が永年借金「モラトリアム」を布いて呉れと叫んで居たから政府では漸く昨年金錢債務調停法を臨時施行する事にした然し此の法律が適用さるゝ借金にも制限があつて借金全部に適用されない、昭和七年七月三十一日前に貸はされた借金丈であつて而も此の法律は昨年より向ふ三年間しか適用されない又借金した原因に依つても制限を加へられて居る

小作關係、借地借家關係から借金となつたものには適用かない是等のものには別に借地借家爭議調停法、小作爭議調停法等がある

小作料債務の調停に申立て

[illegible]